

第17回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成30年11月22日(木)午後1時55分
閉 会 平成30年11月22日(木)午後2時55分
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

2 会議録署名委員

- 18番 松村良夫委員 19番 市川耕作委員
17番 石坂脩委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 朝倉泰則委員 | 2番 千金楽千詠委員 |
| 3番 田中繁委員 | 4番 榎本重雄委員 |
| 5番 志水清隆委員 | 6番 戸塚孝委員 |
| 7番 川辺初太郎委員 | 8番 都築一委員 |
| 9番 菊池伸明委員 | 10番 小林茂委員 |
| 11番 平田佳子委員 | 12番 澤井泰造委員 |
| 13番 田中仁志委員 | 14番 伊藤久夫委員 |
| 15番 筒井敏彦委員 | |
| 17番 石坂脩委員 | 18番 松村良夫委員 |
| 19番 市川耕作委員 | |

4 欠席委員

- 16番 河内邦男委員 20番 小牧直子委員

5 議 長

- 17番 石坂脩委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 特定農地貸付けの承認について
- 9 その他
 - (1) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について
 - (2) 第29回府中市農業まつり・農産物品評会実施結果について
 - (3) 生産緑地地区の制限解除について
 - (4) 11月度活動報告について
 - (5) 次回以降の総会開催日
 - (6) その他

午後 1 時 5 5 分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第 17 回府中市農業委員会総会を開会します。

先日の 17、18 日の農業まつりには皆さんの参加をいただき、ありがとうございました。天気にも恵まれ、たくさんの方にお越しいただき、大成功のうちに終わることができました。重ねて御礼申し上げます。

本日は、16 番河内委員さん、20 番小牧委員さんから、都合により欠席との連絡が入っております。

出席者は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、18 番、松村委員さん、19 番、市川委員さんをお願いいたします。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 1 件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、江戸川区南葛西〇の〇の〇の〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、南町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、897 平方メートル。届出書が到達した日は、平成 30 年 11 月 12 日、転用の目的は一戸建貸家住宅 8 棟となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第 1 項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、11 月 21 日に確認してきました。もう工事が始まっ

ていまして、何棟かは基礎等がうたれていました。これと言って問題ございません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は是政○の○○の○○、○○○○株式会社、代表取締役○○○、譲渡人は宮西町○の○○、○○○○○○○○、土地の所在は、清水が丘○の○○の○、64平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年10月18日、転用の目的は専用住宅1棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、伊藤委員さんをお願いしております。なお、現地はアスファルト舗装されていますが、登記所との調整の結果、農地転用が必要ということになり、転用届出が提出されたものでございます。

第2項、譲り受け人は武蔵野市境○の○の○、株式会社○○○○、代表取締役○○○、譲渡人は西府町○の○○の○○、○○○、沖縄県那覇市天久○の○○の○○、○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○、○○の○、○、○○の○、○の合計5筆、1,190.92平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年10月30日、転用の目的は建売住宅9棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いをしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、先ほど説明がありましたとおり、歩道の先にアスファルト舗装がされた場所で柵に囲まれています。問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、11月14日に見てきました。特別、問題はございません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたしま

す。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願いの件数は3件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇の〇〇の合計2筆、田、1,857平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計、3筆、田、671平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は是政〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇の〇、〇、〇の合計6筆、畑と田を合せて1,958平方メートル。

3ページから5ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしています。

7ページから9ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、10ページの案内図は当該地を示しております。当該地は中河原駅の北約220メートルに位置しています。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

11ページから13ページは鈴木氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、17日に現地を見てきました。現地は稲を刈り取った後になっていました。問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、11月19日に見てきました。前に耕作していた方が亡くなり、雑草が多いということで、見に行った場所ですが、今回は里芋、ねぎ等の栽培が再開されていました。特に問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、案内図の右上の方は、若干里芋等が栽培されています。下の方はブルーベリーとハウスがあり問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から説明をお願いします。説明が終わりました。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、被申出者、同所、〇〇〇〇、買取り申出地は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇〇，〇〇の合計3筆、田、1，797平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、被申出者、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は是政〇の〇〇の〇，〇〇，〇〇，〇〇の合計4筆、畑、1，666平方メートル。

2、3ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川委員さんをお願いしております。

5、6ページは〇〇氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、17日に見にいってきました。先ほどの隣で一部分田んぼで稲が刈り取った後になっていて、後は秋野菜のキャベツやブロッコリーが植

えてありました。問題ありません。

○議長（石坂委員） 第2項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、現地はブルーベリーや野菜が植えてありました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は7件です。第1項から第7項まで続けて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成27年12月6日から平成30年10月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○の○、○○○○○、土地の所在は白糸台○の○の○、○、○の合計3筆、畑、570平方メートル。

第2項、次の者が平成27年12月14日から平成30年10月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○、土地の所在は、四谷○の○○の○、○の○○の○から○、○○の○から○○、○○の○から○の合計18筆、畑と田を合せて、6,067平方メートル。

第3項、次の者が平成27年10月22日から平成30年10月24日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○○の○、○○○○○、土地の所在は、是政○の○の○から○の合計4筆、畑、2,324平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成27年10月3日から平成30年10月24日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○○、土地の所在は、多磨町○の○○の○、○○の○、白糸台○の○○の○、○、○○の○の一部の合計5筆、畑、2,728.99平方メートル。

第5項、次の者が平成27年11月18日から平成30年11月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、押立町〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇の一部の合計3筆、畑、2, 190. 61平方メートル。

第6項、次の者が平成27年11月6日から平成30年11月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、多磨町〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇の合計2筆、畑、1, 595平方メートル。

3ページに移りまして、第7項、次の者が平成27年11月27日から平成30年11月14日まで引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の一部の合計9筆、畑、2, 869. 11平方メートル。

4から6ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ヤツ頭、きゅうり他野菜を生産しています。

7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんをお願いします。

8から10ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜、花を生産しています。

11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしています。

12から14ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、梅、各種野菜を生産しています。

15ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は伊藤委員さんをお願いしています。

16から19ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、植木類を生産しています。

20、21ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

22から25ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、トマト、枝豆等各種野菜を生産しています。

26ページから28ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎

本委員さんをお願いしています。

29から31ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、オタフクナンテン他植木類を生産しています。

32ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしています。

33から37ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ほうれん草、さつまいも他各種野菜を生産しています。

38ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、いろいろな野菜を作って、マインズショップに出していきまして、きれいに耕作されています。何の問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項と第7項、市川委員さん如何でしょうか。

○委員（市川委員） はい、まず第2項ですが、現地を17日に見にいきました。自宅の周りの広い農地です。柿、野菜、南側一帯は水田でお米を作っています。問題ありません。7項の当該地は、私の農地の隣で毎日のように見っていますが、畑には柿が数本あり、その他は野菜を作っています。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、右の方3分の1ぐらいは梅が植えてあり、左側は野菜を作っていて問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） はい、11月1日と10日に確認に行きました。〇〇〇の植木畑は大きな植木が植えてあり、切った枝などが積んでありました。畑の方にはアヒルを放し飼いにしてありました。〇〇〇の方は自宅続きで植木畑になっています。

○議長（石坂委員） はい、アヒルについて事務局から説明願います。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、アヒルについては、その農地の維持等のために飼育している場合は良いと思われれます。単純にペットとして買っているのはだめと言えます。

○委員（平田委員） 本人に確認するのですか。

○事務局（榎澤事務職員） 確認します。証明を26日から取りに来てくださいますと

伝えていきますので、こちらに来た際、切った枝の処分とアヒルを飼っている理由を聞いてから証明を出したいと思います。

○委員（田中繁委員） 同じように世田谷で植木屋さんが囲いを作って鶏を放し飼いにしている例があり、下草を食べさせるのと糞を肥料にしている何らかのテレビ等で紹介されています。確かあそこも生産緑地だったと思います。

○事務局（榎澤事務職員） 鶏は今の理由で良いとのこと。いずれにしろ、証明を取りに来た時に、理由を聞いて証明を出したいと思います。

○議長（石坂委員） はい、第5項、榎本委員さん如何ですか。

○委員（榎本委員） 先日、3箇所の確認をしてきました。3箇所ともきれいになっていて問題ありません。補足として、先日の台風でハウスが1棟壊れましたが、きちんと片付けてあり問題はないと思います。

○議長（石坂委員） はい、第6項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、先日、現地を確認しましたところ、植木と柿が植わっていて問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に何かありますか。

○委員（松村委員） はい、添付書類で農業経営に関する明細書がありますが、出荷先、生産量、収入金額等が自家消費とか記載されていないものがありますが、農業委員会の証明は添付書類を含めての証明となりますか。出荷先が自家消費と書いてあると生産緑地なので違和感があるのですが。

○事務局（榎澤事務職員） はい、農業委員会の証明は一番前の証明書の下段に会長印を押したもの1枚となります。その他のものはご本人が原本を持っていて、加筆し提出していると思われます。あと、納税猶予額、収入金額が書いてある場合は個人情報となりますので、議案書作成の際にあえて消しています。

○議長（石坂委員） 他に、ご意見等ございますか。（…）

ご意見等がないようですので、第1項から第7項については、証明することにしたします。

次に、「第6号議題 特定農地貸付けの承認について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、第6号議題、特定農地貸付けの承認について。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、府中市長から府中市農業委員会に申請のあった農地に係る特定農地の貸

付けに供する農地として承認するものであります。

次ページをお願いいたします。今回申請する農園は2箇所ございます。

まず1箇所目の所在は若松町〇の〇〇の〇及び〇、〇〇の〇〇の内一部の土地で、地目は畑で現況も畑でございます。地積は合計1,067.56平方メートルでございます。

位置につきましては次ページの案内図をご覧ください。現地は現在も畑として管理されております。

権利関係でございますが、使用貸借権として、若松町〇の〇〇の〇の〇〇〇〇〇氏から無償で府中市がお借りするものでございます。

裏面は予定している区画割図でございます。

なお、現地の確認は河内委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡の際に、現地確認の結果、問題ないとの連絡をいただいております。

前のページに戻っていただきまして、2箇所目は西府町〇の〇〇の〇の土地で、地目は畑でございます。地積は466平方メートルでございます。

位置につきましては1枚めくっていただき、案内図をご覧ください。

権利関係でございますが、使用貸借権として、西府町〇の〇の〇の〇〇〇〇氏から無償で府中市がお借りするものでございます。

当該地は既に北側と南側に西府町第1市民農園が設置されており、市民の皆様にご利用されておりますが、応募されるかたも多く倍率も約1.5倍と高いことから、新たに市民農園として増設するものでございます。

裏面は予定している区画割図でございますが、区画番号16番から47番までが増設部分にあたります。

なお、現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。

新たに申請する農地1は、河内委員さんの担当ですが、本日休みで問題ないとの連絡が入っているとのことでございます。

農地2について、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、現地は20日に見てまいりました。事務局から説明があったように当該地の北側と南側は既に市民農園になっております。当該地はほうれん草を少し作っていますが、肥培管理も良く問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、使用貸借期間は何年ですか。

○事務局（加藤主査） はい、2年更新です。

○議長（石阪委員） 金額はいくらですか。

○事務局（加藤主査） はい、費用は発生していませんが、市の固定資産税を減免する予定にしています。

○議長（石阪委員） 分かりました。他に、ご意見等ございますか。（…）

ご意見等がないようですので、新たに申請する農地1、2とも貸付けを承認することにいたします。

次に、9「その他」に入ります。（1）「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」の説明を事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、資料ナンバー1ですが、東京都農業会議より、東京農業が抱える様々な問題解決のため国や都に対する要望や意見を決定するにあたり、まず1月に開催されます地区別農業委員会検討会であらかじめ協議するために意見を求められていますので、各農業委員さんに検討いただき、要望等があれば12月7日、金曜日まで、事務局までお知らせください。取りまとめて東京都農業会議に報告いたします。以上です。

○議長（石阪委員） はい、ご意見があれば事務局までご連絡をお願いします。

次に、（2）「第29回府中市農業まつり・農産物品評会実施結果について」の説明を事務局からお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長、それでは資料ナンバー2をお手元にご用意ください。

さる11月16日の品評会、そして17、18日の農業まつりにつきましては、来場された方、皆さんが楽しまれながら都市農業、府中農業をPRすることができました。ありがとうございました。

資料の実績から説明させていただきます。カッコ1の品評会出品点数でございますが、野菜等は265点、植木、盆栽は87点となり、いずれも昨年度より多くの出品をしていただきました。ありがとうございました。

続きまして、カッコ2の農業まつり来場者数につきましては1万人で昨年同様でございます。

続きまして、農産物、植木盆栽品評会ということで、審査結果をご覧ください。

芋類からとなります。最優秀賞併せて東京都共済組合組合長賞として、○○○○

○さんのさといもが受賞されました。優秀賞以下記載のとおりです。続きまして根菜類ですが、最優秀賞併せて東京都農業振興事務所所長賞として、○○○○○さんのだいこんが受賞されました。優秀賞以下記載のとおりです。次に葉菜類でございますが、最優秀賞併せて東京都中央南部農業改良普及事業協議会会長賞として、○○○○○さんのはくさいが受賞されました。優秀賞以下記載のとおりです。次に洋菜類、中国野菜になりますが、最優秀賞併せて北多摩地区農業委員会連合会会長賞として、○○○○○さんのブロッコリーが受賞されたほか、優秀賞以下記載のとおりです。次に果実部門でございますが、最優秀賞併せてJ A北多摩地区協議会会長賞に○○○○○さんの柿、東京御所が受賞されました。優秀賞以下記載のとおりです。次に椎茸部門ですが、最優秀賞併せて東京都椎茸生産組合連合会会長賞を○○○さんのしいたけが受賞されています。優秀賞以下記載のとおりです。続きまして花卉部門ですが、最優秀賞併せて東京都知事賞に○○○○○さんのビオラが受賞されています。優秀賞以下記載のとおりです。続きまして府中市農業委員会会長賞ですが、こちらは通常の農業委員会会長賞がナンバー1、2、3の3点で、いずれも参考出品部門の○○○○○さんのミニトマト、○○○○○さんのエビイモ、○○○○○さんのキュウリが受賞されています。また一番下、4番目のサツマイモでございますが、こちらは審査員の審査の対象外でございますが、矢崎小学校児童が出品された、おもしろ部門のサツマイモについて農業委員会会長特別賞を会長と相談し贈る事にいたしました。続きまして、植木盆栽部門でございますが、こちらは最優秀賞が4点ございまして、1点目は○○○○○さんのソヨゴで併せて東京都植木農業協同組合組合長賞を受賞されています。2点目は○○○さんのトネリコで併せて東京都農業会議会長賞を受賞されています。3点目は○○○○○さんの五葉松で併せて府中市農業委員会会長賞を受賞されています。4点目は○○○○○さんのシャクナゲで併せてマインズ農業協同組合組合長賞を受賞されています。そのほか優秀賞以下記載のとおりです。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等、ございますか。

○委員（市川委員） 賞の割合が部門でばらつきがありますが、どのように選んでいるのですか。

○事務局（加藤主査） はい、賞の付け方ですが最優秀賞は部門ごと1点、それぞれの賞は出点数に対してのパーセンテージが決めてあり、それを目安にしています。部門によっては出点数が少なく、パーセンテージでは1点に満たない時は1点にし

ています。以上です。

○議長（石阪委員） はい、他にご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（３）「生産緑地地区の制限解除について」の説明を事務局からお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、カッコ３、生産緑地地区の制限解除でございますが、今回は公園緑地課から４月から１０月までの連絡が一度にありましたので、まとめて報告させていただきます。

１、買取申出ナンバー２５４、買取申出日、平成３０年１月２６日、制限解除日、平成３０年４月２６日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、西原町〇の〇〇の〇、〇、合計１，２９０平方メートル。

２、買取申出ナンバー２５５、買取申出日、平成３０年１月３１日、制限解除日、平成３０年４月３０日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇〇の合計１，８９６平方メートル。

３、買取申出ナンバー２５６、買取申出日、平成３０年３月２６日、制限解除日、平成３０年６月２６日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、合計７５９平方メートル。

４、買取申出ナンバー２５７、買取申出日、平成３０年３月２６日、制限解除日、平成３０年６月２６日、買取申出者、〇〇〇〇他２名、申出地の概要は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、合計１，２１６．１７平方メートル。

５、買取申出ナンバー２５８、買取申出日、平成３０年３月２７日、制限解除日、平成３０年６月２７日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、小柳町〇の〇〇の〇、〇、若松町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、合計１，６１９平方メートル。

６、買取申出ナンバー２５９、買取申出日、平成３０年４月１８日、制限解除日、平成３０年７月１８日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、小柳町〇の〇〇の〇、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、合計１，２８４平方メートル。

７、買取申出ナンバー２６０、買取申出日、平成３０年６月１日、制限解除日、平成３０年９月１日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は南町〇の〇〇の〇、５２５平方メートル。

８、買取申出ナンバー２６１、買取申出日、平成３０年７月２５日、制限解除日、平成３０年１０月２５日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、小柳町〇の

〇〇の〇、1, 477平方メートル。

9、買取申出ナンバー262、買取申出日、平成30年7月30日、制限解除日、平成30年10月30日、買取申出者、〇〇〇〇他2名、申出地の概要は、日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇〇、合計2, 293. 92平方メートル。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（4）「11月度活動報告について」及び（5）「次回以降の総会開催日」の説明を続けて事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、それでは、11月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー4をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が10月24日に開催され、農地法4条の届出が1件、農地法5条の届出が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が8件、その他の審議していただきました。

10月30日には、農業委員会推進フォーラムが生涯学習センター講堂で開催され、新しい都市農地制度や、都市農地の状況や各市の委員会活動報告があり、農業経営部会の委員さんと事務局が出席いたしました。

11月に入りまして、8日には30年度新年賀詞交歓会世話人会が西庁舎3階第1委員会室で開催され、小柴事務局長が出席しました。

16日には、東京都農業会議の第2回事業推進協議会が、J A東京南新宿ビルで開催され平成31年度の事業計画・予算等が協議され石阪会長が出席されました。同じ日に、先ほど資料2で報告がありましたが、府中市農産物品評会が、郷土の森博物館芝生広場で開催され、当日は審査立会人として川辺職務代理、松村職務代理、事務局が出席しました。

17日、18日は同場所で、第29回府中市農業まつりが開催され、両日とも天候に恵まれ、農業委員の皆様には、お忙しい中、ご協力していただきありがとうございました。

20日には、第12回都市農地保全自治体フォーラムが立川市市民会館で開催され土地利用部会の委員さんには出席をお願いしました。

21日には、東京農業の振興を祈念する、東京都農業感謝祭が大國魂神社で斎行され、石阪会長が出席されました。また同日、農業者年金制度推進研究会がJ A東京南新宿ビルで開催され事務局が出席いたしました。

続きまして次回以降の総会開催予定日ですが、12月は20日、木曜日、第6会議室で午後4時からの開催となりますので、ご出席をお願いします。最後に新年1月の総会は22日、火曜日の開催を予定しております。

もう一点、2019年版農業委員会手帳をお配りしましたが、身分証明書については有効期限が2020年7月19日までとなっていますので引き続きご使用ください。以上です。

○議長（石阪委員） はい、ご質問等、ございますか。（…）

他に何かございますか。

○委員（澤井委員） ここで農地パトロールを行ったわけですが、生産緑地の大部分の農地は良好に管理されていますが、中には雑草が多く管理が悪いところもあります。そのようなことは報告書に書きましたが、農業委員会として所有者に事務局として連絡等するのか、それとも公園緑地課で対応するのか、どのようになりますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、会長、生産緑地は公園緑地課、市街化農地の方は資産税課が主管課となりますので、書いていただいた書類をそのままそれぞれの課に渡します。公園緑地課では肥培管理が悪いと所有者に話はすると思いますが、それでも改善しない時には資産税課に連絡が行き、税の面でどうするかということになります。その段階では農業委員会も加わり、所有者に言うことになります。

○委員（澤井委員） 今までそのような事例はあったと思いますが、所有者のところに話が届いていなくように感じるのですが。今回もいろいろ調査して報告しているので、これについては、このように対応したとか連絡をお願いしたいと思いますがどうですか。

○事務局（小柴事務局長） はい、公園緑地課や資産税課から調査の回答について、どうように対応したかを皆さんに伝えたいと思います。

実際、生産緑地の解除を府中ではやったことはなく、隣の稲城市で3、4年かけて生産緑地の解除をやったことがあります。江戸川でもひどいところがあり、やはり3、4年かけたそうです。以上です。

○議長（石阪委員） 新しく特定生産緑地制度が始まりますので、やはりちゃんと耕作する必要がありますよね。最近、農地パトロールをしていて、庭先の家庭菜園で無農薬で野菜を栽培しているのを多々見かけますが、無農薬なのでカメ虫が発生し、そのカメ虫が梨園に行き袋の上から刺すという被害が相当出ているそうです。

難しい時代になりました。荒れ放題の農地が何年も変わらず同じような状況の場合
は、何かしらの指導をするようだと思います。

○委員（菊池委員） ずいぶん前になりますが、耕作状況が悪い農地の所有者に、
ちゃんと耕作するようにと手紙を事務局で出したことがあります。所有者が小金井
の方で直接知らない方でしたので、そのような方法で指導をしたことがあります。

○委員（市川委員） 関連で、ここで生産緑地の貸し借りもできるようになりまし
たので、所有者が耕作できなくなったら、こういう方法もありますよと市からPR
をして、少しでも農地を維持できたら良いと思います。

○議長（石阪委員） 我々の立場としては、農地をなるべく減らさないのが一番な
ので、いろいろな方策を取り生産緑地を良好な状況に保ちたいと思います。よろし
くお願いいたします。他にありますか。（…）

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第17回府中市農業委員会
総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時55分閉会